

重要事項説明書

<2024年11月1日現在>

1. 運営の目的及び方針

要介護状態にある利用者に対し、適切な居宅介護支援サービスを提供する事を目的とします。その運営に際しては、利用者がその有する能力に応じ可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適切な医療保険サービス及び介護福祉サービスと連携して、本人の意向を尊重し公正中立をもって支援してまいります。

2. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）名	医療法人 平野同仁会
代表者名	理事長 河村良寛
所在地	岡山県津山市中島438番地
代表番号	0868-28-2211

3. 津山第一病院居宅介護支援事業所（名称）の概要

① 居宅介護支援事業所の名称及び所在地等

事業所名	津山第一病院居宅介護支援事業所
介護保険指定番号	3370302022
所在地	津山市中島438番地
連絡先	0868-28-5652
管理者	小西 夕子
実施地域	津山市（但し、旧津山市、旧久米町とする） 鏡野町（但し、旧鏡野町とする） 美咲町（但し、旧中央町とする）

上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

② 職員体制

職種	資格	人員	職務内容
管理者	主任介護支援専門員	専従1名（常勤）	職員及び事業の管理に関する事等
職員	介護支援専門員 または 主任介護支援専門員	専従1名以上 (常勤・非常勤)	介護サービス、居宅介護支援に関する事等

③ 営業時間

平日（月～金）	午前8時30分～午後5時30分
休業日	土曜・日曜・祝日及び 12/30～1/3

※ 緊急時については、転送電話にて24時間対応します。

4. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

(1) 居宅介護支援の申し込み

(2) 初回面談

利用者の相談に際し、介護支援専門員が利用者や家族との面談により、利用者の置かれている状況等を踏まえた総合的な課題を把握し、整理します。

(3) 契約の締結

(4) アセスメントの実施

居宅サービス計画の策定にあたって、担当介護支援専門員が利用者や家族の支援面を包括的に把握し、指定居宅サービス事業所等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者又は家族に対して提供し、利用者に選択を求めます。

(5) 居宅サービス計画（案）の提案

担当介護支援専門員が、利用者や家族の意向を踏まえた具体的な目標、及び目標を達成するための支援の留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

(6) サービス担当者会議等の調整

担当介護支援専門員は、作成した居宅サービス計画に関する指定居宅サービス事業所等に担当者会議開催のための調整を行います。

(7) 居宅サービス計画への同意

サービス担当者会議において、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の保険給付の区分、種類、内容、利用料について利用者及び家族に説明し、文書にて同意を受けます。

(8) 居宅サービスの提供開始

(9) モニタリングの実施（前項4～9の繰り返し）

担当介護支援専門員は、月に1回以上居宅を訪問し、サービス利用状況、経過等を把握します。

(10) 契約終了

- ① 利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービス利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者または家族の同意を得て、主治の医師または歯科医師の意見を求めます。また、この場合において、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
- ② 利用者が入院する場合には、病院等と情報共有や連携を図ることで退院後に円滑な支援をするため、利用者またはその家族に対し、担当介護支援専門員の名前及び連絡先を当該病院に伝えるようお願いします。

5. 居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業所が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業所と利用者双方の合意に基づき居宅サービス計画を変更します。

6. 居宅サービス計画の評価

担当介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価を行います。

7. 介護保険施設への紹介

事業所は、利用者が介護保険施設への入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等の紹介、その他の支援を行います。

8. 利用料金

居宅介護支援の料金は【別紙1】の通りです。

居宅介護支援を受けられる際は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。

9. サービスの終了

- ①利用者のご都合でサービスを終了する場合

お申し出くだされば、いつでも解約することができます。

- ②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1カ月前までに通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- 1) 利用者が介護保険施設に入所した場合
- 2) 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護区分が、要介護以外と認定された場合
- 3) 利用者が死亡した場合
- 4) 契約後もサービスの利用が6カ月以上ない場合

④その他

- 1) 事業所は、利用者またはその家族が事業所や介護支援専門員に対し契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちに契約を解除することができます。
- 2) 事業所はサービスの提供にあたって、利用者・家族の非協力、介護支援専門員に対する身体的・精神的暴力及びセクシャルハラスメント・パワーハラスメント等の信頼関係を損壊する行為により、この契約の目的を達することが不可能と判断した場合、10日以上の予告期間をもってこの契約を解除します。

10. 公正中立

- ①利用者は、居宅サービス計画原案作成に際し、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求めることができます。
- ②居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由について、いつでも説明を求めることができます。
- ③当該事業所が計画に位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の割合について、利用者又はその家族の求めに応じて文書を用いて説明します。

11. 守秘義務

事業所、介護支援専門員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。ただし、利用者に係るサービス担当者会議など、正当な理由がある場合には、予め文書による同意を得たうえで用いられるものとします。

1 2 . 虐待の防止

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための指針を整備します。
- ②虐待防止検討委員会を少なくとも年に1回以上開催します。
- ③利用者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- ④虐待防止に関する責任者を選定します。
- ⑤成年後見制度の利用を支援します。
- ⑥当該事業所従業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに市町村に通報します。その場合、守秘義務には該当しません。

虐待防止に関する責任者	管理者 小西夕子
-------------	----------

1 3 . 身体的拘束等の適正化

事業所は、利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行いません。また、身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

1 4 . 感染症や災害の対応力強化

事業所は、居宅介護支援を継続的に提供するための体制を構築する観点から、火災・風水害・地震等の自然災害ならびに感染症に対処するため、事業継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）を年1回以上、実施します。

1 5 . 事故発生時の対応

介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供時に病状の急変等の緊急事態および事故が発生した場合には、速やかに医療機関、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じた上で管理者に報告します。

16. サービス内容に関する相談・苦情

事業所は、提供した指定居宅介護支援または自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に係る利用者及びその家族からの相談、苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため相談・苦情窓口を設置します。また、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じて、利用者及びその家族に説明します。

①相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関する苦情、及び居宅サービス計画に沿って提供されている各サービスについての相談・苦情窓口は次の通りです。

窓 口	津山第一病院居宅介護支援事業所
担 当	(管理者) 小西夕子
連 絡 先	0868-28-5652
受付時間	午前8時30分～午後5時30分 (土曜・日曜・祝日及び12/30～1/3を除く)

②その他

当事業所以外の各市町村等の相談・苦情窓口は次の通りです。

津山市役所 高齢介護課 午前8時30分～午後5時15分(月～金)	0868-32-2070
美咲町役場 長寿しあわせ課 午前8時30分～午後5時15分(月～金)	0868-66-1115
鏡野町役場 保健福祉課 午前8時30分～午後5時15分(月～金)	0868-54-2111
岡山県国民健康保険団体連合会 午前8時30分～午後5時00分(月～金)	086-223-8811

【別紙1】

「居宅介護支援の利用料」

○居宅介護支援費【基本料金(月額)】

居宅介護支援費I	要介護1・2	要介護3・4・5
居宅介護支援費I (i) 取扱件数45件未満	10,860円	14,110円
居宅介護支援費I (ii) 取扱件数45~60件	5,440円	7,040円
居宅介護支援費I (iii) 取扱件数60件以上	3,260円	4,220円
居宅介護支援費II (i) 取扱件数50件未満	10,860円	14,110円
居宅介護支援費II (ii) 取扱件数50件~60件	5,270円	6,830円
居宅介護支援費II (iii) 取扱件数60件以上	3,160円	4,100円

○減算(※下記の要件に該当した場合に減算が適用される)

特定事業所集中減算	国が定めるサービスについて正当な理由なく特定の事業所に80%以上集中した場合に該当	1月につき200単位を減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合に該当	所定単位数の50%を減算
その他、減算	業務継続計画未実施減算 高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1/100を減算

○加算(※下記の要件に該当した場合に加算が適用される)

加算	加算額(月額)	内容
初回加算	3,000円	・新規に居宅サービス計画を作成する場合。 ・要支援者が要介護認定を受けて居宅サービス計画を作成した場合。 ・要介護認定が2区分以上変更され、新たに居宅サービス計画を作成した場合。
入院時情報連携加算 (I) (II)	2,500円 2,000円	入院日から起算して下記の所定の日数以内に病院等の職員に必要な情報提供を行った場合。 ・(I)入院の日から1日以内 ・(II)入院の日から3日以内
通院時情報連携加算	500円	通院に同行して医師に必要な情報提供を行い、医師から必要な情報を得た場合。(一月につき) ※歯科医師の診察時も含む
退院・退所加算(I)イ (I)ロ (II)イ (II)ロ (III)	4,500円 6,000円 6,000円 7,500円 9,000円	入院等の期間中に病院等の職員と面談して必要な情報を得るための連携を行った場合。 (I)連携1回、(II)連携2回 (III)連携3回以上 ※(I)ロ・(II)ロ・(III)1回以上カンファレンス参加

ターミナルマネジメント加算	4, 000円	終末期の利用者に対し、24時間連絡体制を整備して必要に応じ居宅介護支援を提供した場合。
特定事業所医療介護連携加算	1, 250円	前々年度3月から前年度2月までの間にターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定
緊急時等居宅カンファレンス加算	2, 000円	病院等求めにより、病院等の職員と居宅を訪問し、カンファレンスを行いサービス等の調整を行った場合
特定事業所加算（I）	5, 190円	厚生労働大臣が定める基準に適合する場合。
特定事業所加算（II）	4, 210円	（一月につき）
特定事業所加算（III）	3, 230円	
特定事業所加算（A）	1, 140円	

※特定事業所加算の算定期要件

- ・専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を、加算Ⅰの場合2名、加算Ⅱ・Ⅲ・Aの場合1名以上を配置。
- ・専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を加算Ⅰ・Ⅱの場合3名以上、加算Ⅲの場合2名以上、加算Aの場合は常勤1名、非常勤1名以上(常勤換算1以上)を配置。
- ・利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催している。
- ・24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。
- ・算定期が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4及び要介護5である者の占める割合が100分の40以上である（※加算Ⅰのみ）。
- ・介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している
- ・地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供している。
- ・家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している。
- ・居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていない。
- ・指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満（居宅介護支援費（II）を算定期している場合は50名未満）である。
- ・介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保している。
- ・他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している。
- ・必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス（介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等をいう）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。